平成２１年（フ）第１２３１号
大阪府和泉市太町23―１―303、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町674番地
債務者　樫木木ノ実
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２３７号
大阪府岸和田市小松里町1153番地の２市営住宅326号
債務者　向井　典子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
大阪府貝塚市津田北町17番１―507号、前住所静岡市駿河区下島324番地平瓮ビルパートⅠ805号
債務者　寺前　芳郎
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
大阪府泉佐野市日根野596番地
債務者　谷口友佳子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
大阪府岸和田市池尻町274番地の１
債務者　なかた屋ことなかた呉服店こと　中田　耕市
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
大阪府泉南市信達市場756番地の55
債務者　坂田　浩司
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
大阪府泉大津市小松町７―31、外国人登録事項証明書上の居住地大阪府泉大津市昭和町３番24号
債務者　呉本和子こと　梁　　和子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
大阪府泉南市中小路３丁目１番１―202号、前住所大阪府泉佐野市中庄1492番地の１―1401
債務者　根間　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
大阪府泉南市信達大苗代22番地マンションぴゅあ203号、前住所大阪府阪南市黒田50番地の４―205号
債務者　西村　芳昭
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
大阪府泉大津市なぎさ町１番15―２―1107号
債務者　東田　三郎
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
大阪府岸和田市磯上町３丁目１番29号、前住所大阪府岸和田市大町52番地府営住宅67棟445号
債務者　田中　繁雄
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
大阪府和泉市阪本町303番地の４、前住所大阪府堺市東区引野町１丁29番地６フジパレス初芝イースト101号
債務者　川越　　修
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
大阪府貝塚市澤716番地コスモ二色の浜Ⅰ―202号
債務者　金本　浩樹
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
大阪府貝塚市新井220番地ヴィラコスモス101号
債務者　谷本　祐二
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２号
兵庫県西脇市西脇1061番地の４　アベニール101号
債務者　本位田　裕
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第７号
兵庫県加西市山下町883番地
債務者　荒木　奈美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで　神戸地方裁判所社支部